

令和4年度（2022年度）エゾシカジビエ利用拡大推進事業
 （狩猟捕獲個体搬入業務）事業スケジュール・手続一覧（予定）

	いつ	誰が	何をする
1	令和4年（2022年） 8月下旬～9月上旬	北海道	・事業案内を送付 施設等から推薦を受けた狩猟者（グループ代表者を含む。）あてに事業案内文書を送付します。
2	9月7日（水）まで 【必着】	狩猟者個人又は グループ代表者	・事業参加申込書、口座振替払申出書を北海道に提出 グループの場合は、代表者のみが提出します。
3	9月下旬	北海道	・事業参加証を事業参加申込者あて送付 グループの場合は、グループ代表者あてにグループ構成員全員分の事業参加証を送付します。
4	【事業期間】 令和4年（2022年） 10月1日（土） から 令和5年（2023年） 1月31日（火） まで	事業参加者	・狩猟（第一種銃又はわな）によりエゾシカを捕獲 事前に狩猟者登録を行っている場合に限りです。 ・推薦を受けた食肉処理施設に捕獲個体を搬入 受入可否などについては、食肉処理施設に直接お問い合わせください。 ・食肉処理施設から搬入確認票を受領 搬入確認票は受入1頭当たり1枚発行されます。 受領された搬入確認票は、実績報告書とともに提出いただきますので、大切に保管してください。 再発行はいたしません。
5	2月8日（水）まで 【必着】	狩猟者個人又は グループ代表者	・北海道に実績報告書及び搬入確認票を提出 お手元にある全ての搬入確認票を提出（グループの場合は、代表者が全構成員の受領分をまとめて提出）してください。
6	2月24日（金）まで	北海道	・搬入手数料の額を確定し事業参加申込者あて通知 請求書様式を併せて送付（グループの場合は、代表者あてに送付）します。
7	3月3日（金）まで 【必着】	狩猟者個人又は グループ代表者	・北海道へ請求書を送付 グループの場合は、代表者のみが送付します。
8	3月31日（金）まで	北海道	・指定の口座へ搬入手数料を振込

※ 事業に参加される狩猟者個人又はグループの手続は、「2」「4」「5」「7」です。